

中小企業の皆様の情報発信基地として

インフォメーション

No. 405

2020年 10 月号 OCTOBER



今月のお知らせ

- 長崎県最低賃金 時間額 793 円 R2. 10. 3 発効
- 長崎県の新しい生活様式対応支援補助金の申請期限 10 月 30 日（金）

- ✍ 2021年度の固定資産税等の軽減措置
- ✍ 「一日公庫」11月17日（火）開催 **申込受付中**
- ✍ 労働条件等調査が本格化
- ✍ はしやすめ ・豆腐の話
- ✍ 税務まめ辞典 ・お墓は相続財産？



shima
accounting & management
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治
税理士 吉岡恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19
TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068
メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp
ホームページアドレス
<http://www.shima-kaikei.co.jp>

2021年度の固定資産税等の軽減措置



コロナウイルス感染症の影響により売上高が一定割合減少している中小企業者等（性風俗関連特殊営業を除く）に対し、2021年度の固定資産税（償却資産税を含む）・都市計画税に限り、減免特例の措置が講じられます。

なお、2020年度分の固定資産税等についての減免はありませんが、1年間の納税猶予が可能です。

売上判定と軽減率

令和2年2月～10月の期間で任意の連続する3か月の売上高の合計が前年同月と比べて50%以上減少した場合は固定資産税等が全額免除、30%以上50%未満減少した場合は2分の1が軽減されます。

売上高には事業外収益などの一時的な収入は含みません。また、複数の事業や店舗を営んでいる場合は合算した売上高となります。

売上高に消費税額を含めるかどうかは、経理処理によります。例えば前期が税込処理、当期が税抜処理の場合は、現在の経理処理に合わせて前期を計算しなおします。

軽減対象資産

事業用の家屋と設備等が対象となります。土地や個人が所有する居住用の建物は対象外です。ただし、**個人事業主が自宅の一部を事務所等として使用している場合は事業専用割合に応じた部分が軽減の対象となります。この場合、減価償却費の事業専用割合により計算**します。

また、会社の経営者等が会社に貸し付けている家屋については、不動産収入が一定割合減少していれば対象となります。

なお、対象となる資産をリースで借りている場合、借りている側が所有権を持っていない場合（固定資産税等を払っていない場合）は対象となりません。

申告方法

①. 認定経営革新等支援機関（当事務所も支援機関です）より下記の事項の確認印が押された申告書（申告書は各市町村のホームページよりダウンロードできます）

1. 売上高が一定割合以上減少していること
2. 事業の用に供している資産であること（特例対象資産一覧）
3. 中小企業者等であること

②. 売上高減少を証明する書類（元帳や申告書等）

③. 特例対象家屋の事業割合を示す書類（青色申告決算書等）

※ 上記①～③の書類を、固定資産税（償却資産税）を納付している市町村に提出。

※ 複数の市町村に納付している場合はそれぞれの市町村に申告する必要があります。

※ 各市町村による受付開始は令和3年1月からを予定しており、令和3年2月1日までの期限となります。

※ 軽減を申告する資産は令和3年1月1日時点の資産と一致する必要があります。認定経営革新等支援機関に特例対象資産を確認後、新たに資産を取得したことにより変更が生じた場合は再度確認を受ける必要があります。

※ 償却資産については、毎年している申告をもって特例対象資産一覧を提出したことになります。

「一日公庫」11月17日(火)開催 申込受付中

- 場所 (株)鳴会計センター 1階会議室
- 申込 11月6日(金)までに当事務所・各担当に申し出て下さい

コロナ禍にあり、気が休まらない日々が続いておりますが、年末に向けての資金繰り対策はもうお済みでしょうか? 「一日公庫」は、日本政策金融公庫が当事務所に出張して、申込者と貸付面談を行うものです。

当事務所ではコロナウイルス感染症対策を十分行ったうえでの開催となります。**面談の時間をなるべく短くし、融資の可否を迅速に決定していただく関係で、公庫が事前に審査できる期間を確保できるよう皆様には早めの申し込みをお願いしております。**

現在、決算を2期以上終わられている事業所に対する5年以内の普通貸付の基準金利は、**担保提供がある場合は1.2%~1.8%、担保提供ができない場合の「担保を不要とする融資」については約2.16%**となっています。さらに**経営者の保証も避けたい場合は、「経営者の保証を不要とする融資」として、「すでに公庫と取引がある」「債務超過でない」「社長に対する貸付がない」「返済遅延がない」などの条件があります**が貸付利率に0.2%上乗せした**経営者保証免除特例制度**もあります。

また、今回は**コロナウイルス感染症の影響により最近1か月の売上高が前年又は前々年の同月と比較して5%以上減少している場合は0.46%~1.36% (さらに利子補給の可能性あり)の貸付利率**となります。

公庫からの融資は銀行と異なり保証協会へ支払う保証料がありません。銀行からの融資と比較する場合は保証料も含めたもので判断されると良いでしょう。

労働条件等調査が本格化



昨年度より働き方改革関連法が施行され1年半が経過しました。改革の最大の目玉であった「有給休暇取得の義務化」「残業時間の上限規制」について各事業所により対応がなされていることと思います。

現在、労働基準監督署より法令遵守の状況確認を目的として労働条件等調査が本格的に実施されています。調査対象となった事業所においては下記の書類を準備しなければなりません。

- ① 出勤簿、タイムカード等の労働時間を記録したもの
- ② 賃金台帳
- ③ 時間外・休日労働に関する協定届(36協定) ※時間外労働がなければ不要
- ④ 1年単位の変形労働時間制に関する協定届 ※変形労働時間制を採用していなければ不要
- ⑤ 就業規則 ※雇用している労働者が常時10人未満の場合は不要
- ⑥ 有給休暇管理簿(有給休暇の使用状況を確認できる資料)
- ⑦ 労働条件通知書(労働者を採用した際に労働条件を通知した書面) ※口頭での通知でも必要
- ⑧ 健康診断個人票(直近実施分)
- ⑨ 調査票(労働者数・所定労働時間・所定休日等を記入)

有給休暇の年5日取得義務未達成は1人につき30万円以下の罰金となっていますが、労働基準監督署によれば、いきなり罰金を科すようなケースはあまりなく、是正勧告や指導を行うそうです。事業所において気になるところがあるようなら、社会保険労務士に相談することをお勧めします。

はしやすめ

豆腐の話



秋の気配が深まり、朝晩が寒くなってくると温かいものを食べたくなりますよね。その代表格が鍋ですが、鍋の具材に欠かせないのが豆腐です。豆腐の歴史は古く、中国の書「本草綱目」には紀元前2世紀に漢の時代で創られたと記載されています。しかし、豆腐について書かれた文献が唐の時代（618年～907年）までないことから、唐時代中期が最も有力な説だといわれています。

日本では奈良時代（710年～784年）に中国に渡った遣唐使の僧侶によって伝えられたとされており、豆腐が記録として初めて登場したのは平安時代（794年～1185年）末期で、奈良春日大社の神主の日記に「唐符」を神前にお供えしたと記載があるといわれています。当時は僧侶の精進料理として普及し、貴族や武家に伝わり、室町時代（1393年～1572年）にようやく全国に広がっていきました。

庶民の食べ物として広がったのは江戸時代（1603年～1868年）になってからで、1782年に「豆腐百珍」という豆腐料理の本がベストセラーとなり、色んな調理法で食べられていたようです。

豆腐の種類で有名なのは「木綿豆腐」と「絹豆腐」ですが、その違いはご存知ですよ。木綿豆腐は大豆を水に浸してから細かく砕き、加熱して搾り豆乳を抽出します。豆乳に「にがり」などの凝固剤を混ぜて一度固めたものを崩し、木綿の布を敷いた穴の開いた型に流し込み、重石を乗せ水分を切って固めていきます。味が濃く、硬くて崩れにくいのが木綿豆腐の特徴です。型に敷いた木綿の布目がそのまま付いたのが名前の由来です。

絹豆腐は、木綿豆腐よりも濃い豆乳に凝固剤を混ぜ、穴の開いていない型に入れ、重石は置かずにそのまま固めます。そのため水分をたっぷり含んだ柔らかい豆腐となります。絹のように滑らかなのが名前の由来で、実際に絹は使われていません。

どちらの豆腐も低カロリーで高タンパク、脂質やカルシウム、鉄分も含まれています。ダイエット中でも豆腐を食べることでカロリーを抑えつつ栄養をバランスよく摂ることができます。水分が多いため満腹感も得られる優れモノです。（たくさん食べても罪悪感がない！）

豆腐は腐ってないのに「腐」と書きます。中国では「腐」が「液状のものが寄り集まって固形状になった柔らかいもの」という意味で使われていることから豆腐と呼ばれるようになりました。

それにしても大豆を絞って豆乳にし、「にがり」を混ぜるなんて考えた人は偉大ですね。

税務まめ辞典

お墓は相続財産？

一般的にお墓の購入に係る費用は墓石料・永代使用料・墓地管理料などがあり、その相場は場所や墓石等の種類によりピンキリです。そして先祖代々のお墓をお持ちの方もいれば、人生最後の大きな買い物として生前に購入される方もいます。

実は民法ではお墓・仏壇・位牌などを「祭祀財産」と呼んでおり、相続により引き継がれる財産ではあるが相続税はかかりません。（ただし商売用は相続財産）

お墓や仏壇は相続税の対象にはなりません。相続開始後に相続人の財産からお墓や仏壇を購入しても相続税の債務として控除することはできず、相続対策にはなりません。また、永代使用料についても同様です。

つまり、生前に墓石や永代使用料を購入しておけば相続税対策となります。また、生前に購入することでご自分の気に入った墓石や好きな場所を選べますので残された遺族も悩まなくて済みます。

生前に自分のお墓を用意するなんて縁起が悪そうですが、生前墓は「寿陵」とも言われ、昔から長寿や子孫繁栄など縁起の良いこととされており、最近では終活として生前墓を購入される方も多聞いてきます。

ただし、著しく高額な墓石や仏壇は非課税とならない場合がありますのでご注意ください。